

第4章 水質汚濁防止法

1 水質汚濁防止法の概要

水質汚濁防止法は、工場や事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水を規制すること等によって、河川や地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護すると共に、生活環境を保全することを目的としています。

この法律の適用を受ける工場や事業場は、特定施設を設置する際の届出や、排出基準を遵守すること等が義務づけられています。

2 定義

各用語の意味は次のとおりです。

(1) 特定施設

「特定施設」とは、汚水や廃液を排出する施設で、政令で定めるものです。特定施設の一覧は表4-5のとおりです。

(2) 特定事業場

「特定事業場」とは、特定施設を設置している工場又は事業場をいいます。

(3) 公共用水域

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路、その他の水路等（公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く。）をいいます。

(4) 排水

「排水」とは、特定事業場から公共用水域に排出される全ての水をいいます。事務所の排水や冷却水、雨水も排水に含まれます。

(5) 有害物質

「有害物質」とは、カドミウムなどの人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定められた物質のことです。各項目とその排水基準は表4-6のとおりです。現在28項目が指定されており、全ての特定事業場に適用されます。

(6) 生活環境項目

「生活環境項目」とは、BODなどの水の汚染状態を示す項目として政令で定められたもので、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものです。各項目の排水基準は表4-7～9のとおりです。日平均排水量が50m³/日以上（排水の排水先が鹿児島市内水域又は鹿児島湾水域である場合は30m³/日以上（表4-8、9））ある特定事業場について適用されます。

(7) 指定物質・指定施設

「指定物質」とは、ホルムアルデヒド等、有害物質及び油以外に公共用水域に多量に排出されることにより、人の健康若しくは生活環境に被害を生じるおそれがある物質をいいます。また、有害物質を貯蔵若しくは使用する施設、又は指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設を「指定施設」といいます。

(8) 有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設

「有害物質使用特定施設」とは、特定施設（表４－５）のうち、有害物質の製造、使用、又は処理を目的とするものをいいます。また、「有害物質貯蔵指定施設」とは、指定施設のうち、有害物質を貯蔵する施設（当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるもの）をいいます。

3 届出の種類及び添付書類

水質汚濁防止法で定められた特定施設には、表４－５のものがあります。これらの特定施設を設置する場合は、事前に設置の届出を行うことが義務付けられています。

また、設置以外にも、表４－１の場合に届出が必要となります。各届出には、届出期限がありますので厳守してください。

なお、届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には罰せられることがありますので注意してください。

表４－１ 水質汚濁防止法に基づく届出の種類

	届出を必要とする場合	届出期限	届出書
1	特定施設を設置しようとする場合	工事着工の 60日前まで ^{注1}	特定施設設置（使用・変更） 届出書 添付書類（表４－２）
2	特定施設が新たに追加された際に現にその施設を設置（工事中を含む。）している場合	特定施設となった 日から30日以内	
3	届出をした特定施設について次の事項を変更しようとする場合 ・特定施設の構造 ・特定施設の設備 ・特定施設の使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排出水の汚染状態及び量 ・排出水に係る用水及び排水の系統	工事着工の 60日前まで ^{注1}	
4	次の事項に変更があった場合 ・氏名・名称・住所・法人の代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称・所在地	変更した日か ら30日以内	氏名等変更届出書
5	届出をした特定施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した 日から30日以内	特定施設使用廃止届出書
6	特定施設を譲り受け又は借り受けた場合 相続、合併又は分割により特定施設を承継 した場合	承継があった日 から30日以内	承継届出書

注1 特定施設の設置や変更の工事は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ着工できません。ただし、「実施制限期間短縮承認申請書」を提出し、その内容が相当であると認められるときには、この期間を短縮することが出来ます。

表 4 - 2 届出書添付書類

	書類の名称	説明
1	付近見取図	付近の住宅地図を添付してください。
2	建物・施設の配置 及び給排水の経路図	敷地内の建築物、特定施設、排水処理施設の配置図及び建屋内施設配置図を添付してください。各配置図には、給水の経路を青線、排水の経路を赤線で記入してください。
3	特定施設の 構造概要図	特定施設の設計図面、仕様書を添付してください。
4	排水処理施設の 構造概要図	排水処理施設の設計図面、設計計算書、処理フローチャート、仕様書を添付してください。
5	特定施設を含む 操業の系統図	生産・加工の工程が分かるフローシートを添付してください。汚水等の発生源となる工程には、そこから排出される水量及び水質をできるだけ記入してください。
6	有害物質使用状況表	製造、使用、処理する有害物質について、使用期間等を記入し、添付してください。有害物質の使用等がない場合は、該当なしに○を記入してください。

4 届出後の留意事項

(1) 受理書の交付

特定施設の設置届出書及び構造等の変更届出書については、内容に不備がなく市において受理したときに、受理書を交付します。

(2) 計画変更命令

届出書の内容について審査し、排水が排水基準に適合しないと認めるときは、計画の変更（計画の廃止を含む。）を届出者に命ずる事ができます。

(3) 排水基準の遵守

特定事業場から出る排水には、表 4 - 7 ~ 9 のとおりの排水基準が設定されており、これを遵守しなければなりません。

(4) 測定の義務

排水基準の適用を受ける特定事業場については、排水の水質の測定義務があり、その結果を 3 年間保存しておかなければなりません。

有害物質を公共用水域に排出する特定事業場や、日平均排水量が 50m³/日以上（排水の排水先が鹿児島市内水域又は鹿児島湾水域である場合は 30m³/日以上（表 4 - 8、9））ある特定事業場については、表 4 - 3 のとおり水質測定を定期的に行ってください。

表 4 - 3 排水水の測定回数

測定項目	排水量等		測定回数
有害物質	①	有害物質を含む排水を公共用水域に排出するもの	年に 12 回
	②	①のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設からの排水を公共用水域に排出するもの	年に 6 回
	③	①のうち試験研究機関の洗浄施設（項番号 71 の 2 イ）からの排水を公共用水域に排出するもの	年に 2 回
	④	①のうち雨天時にのみ排水を公共用水域に排出するもの	年に 2 回
生活環境項目	日平均排水量が 1,000m ³ /日以上		年に 12 回
	日平均排水量が 500m ³ /日以上～1,000m ³ /日未満		年に 6 回
	日平均排水量が 50m ³ /日以上～500m ³ /日未満		年に 4 回
	日平均排水量が 30m ³ /日以上～50m ³ /日未満		年に 2 回

(5) 事故時の措置

特定事業場等において事故等により有害物質、指定物質、油が流出し、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置をとるとともに、事故の状況等を市環境保全課に報告してください。

(6) 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

有害物質使用特定施設については、施設の使用を廃止した場合や有害物質の使用をやめた場合に土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を行う必要があります。施設の使用を廃止した場合や有害物質の使用をやめる場合、新たな有害物質の使用を開始する場合は、決められた届出期限内(表 4 - 1)に廃止や変更等の届出を行ってください。

(7) 鹿児島市環境保全条例に基づく水質基準

日平均排水量が 50m³/日未満(排水水の排水先が鹿児島市内水域又は鹿児島湾水域である場合は 30m³/日未満(表 4 - 8、9))の特定事業場には、生活環境項目の排水基準(表 4 - 7～9)は適用されませんが、鹿児島市環境保全条例に基づく水質基準(表 4 - 4)が適用されます。排水量が少ない場合でも、排水水の水質は、鹿児島市環境保全条例の水質基準以下にしなければなりません。

表 4 - 4 鹿児島市環境保全条例に基づく水質基準

排出先	水質基準	
海域以外に排出	BOD	最大 160mg/L 日間平均 120mg/L
直接海域に排出	COD	最大 160mg/L 日間平均 120mg/L

表 4 - 5 特定施設一覧

番号	特定施設	番号	特定施設
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設 	10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S47. 10. 1 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設 	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 	14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 	15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>	16	<p>麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 	17	<p>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>	18	<p>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>	18の2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57. 1.1 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
		18の3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57. 1.1 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

番号	特定施設	番号	特定施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 (S49.12.1 施行)	25	前除 (H29.8.16 施行)
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー (S57.1.1 施行)		
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 (S57.1.1 施行)		
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57.1.1 施行) イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設		
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設 (抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57.1.1 施行) イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	30	発酵工業 (第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設		

番号	特定施設	番号	特定施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設		
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設		
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器		
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
		38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。）（H24.5.25施行）
		39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
		40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
		41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設

番号	特定施設	番号	特定施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
50	第2条各号に掲げる物質（表4-6の物質）を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設（S57.1.1施行）	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（S57.1.1施行）
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設（S57.1.1施行）	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13.7.1施行）
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設		
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設		

番号	特定施設	番号	特定施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	69	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）、又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）、の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （S51.6.1施行） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	69の2	卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （R2.6.21施行） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	69の3	削除（R2.6.21施行）
66	電気めっき施設	70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） （H24.5.25施行）	70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） （R2.4.1施行）
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（R2.12.19施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	71	自動式車両洗浄施設
66の4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （S63.10.1施行）	71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（注1）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S49.12.1施行） イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （S63.10.1施行）	71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの（注2）をいう。）である焼却施設 （S54.5.10施行）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （S63.10.1施行）	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（注3）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（S57.1.1施行）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （S63.10.1施行）		
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （S63.10.1施行）		
67	洗濯業の用に供する洗浄施設		
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（S54.5.10施行）		

番号	特定施設
71 の 5	ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設 (注 3) (H10.6.17 施行) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前各号に該当するものを除く。) (H3.10.1 施行)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するものを除く。) (H3.10.1 施行)
72	し尿処理施設 (建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前 2 号に掲げるものを除く。)

注 1 環境省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場は次のとおり。

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
2. 大学及びその附属試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
3. 学術研究 (人文科学のみに係るものを除く。) 又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (前 2 号に該当するものを除く。)
4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設

注 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上 (焼却施設にあっては、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2 m²以上) のごみ処理施設。

注 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条各号の施設は次のとおり (第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限り水質汚濁防止法の特定施設に該当する。)

- 1 号 汚泥の脱水施設であつて、1 日当たりの処理能力が 10m³を超えるもの
- 3 号 汚泥 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。) の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ. 1 日当たりの処理能力が 5m³を超えるもの
 - ロ. 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの
 - ハ. 火格子面積が 2 m²以上のもの
- 4 号 廃油の油水分離施設であつて、1 日当たりの処理能力が 10m³を超えるもの (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。)
- 5 号 廃油 (廃 PCB 等を除く。) の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。)
- イ. 1 日当たりの処理能力が 1 m³を超えるもの
- ロ. 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの
- ハ. 火格子面積が 2 m²以上のもの
- 6 号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1 日当たりの処理能力が 50m³を超えるもの
- 8 号 廃プラスチック類 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。) の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ. 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの
 - ロ. 火格子面積が 2 m²以上のもの
- 11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 12 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 (湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)
- 12 の 2 廃 PCB 等 (PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む。) 又は PCB 処理物の分解施設
- 13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設

表 4-6 有害物質に係る排水基準

(単位 mg/L)

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03	1,1,1-トリクロロエタン	3
シアン化合物	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
有機燐化合物 ^{注4}	1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
鉛及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
六価クロム化合物	0.5	シマジン	0.03
砒素及びその化合物 ^{注3}	0.1	チオベンカルブ	0.2
水銀及びアルキル水銀	0.005	ベンゼン	0.1
その他の水銀化合物		セレン及びその化合物 ^{注2}	0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物 ^{注2}	海域以外 10 海域 230
ポリ塩化ビフェニル	0.003		
トリクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物 ^{注2}	海域以外 8 海域 15
テトラクロロエチレン	0.1		
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^{注2}	100
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04	塩化ビニルモノマー	—
1,1-ジクロロエチレン	1	1,4-ジオキサン	0.5
1,2-ジクロロエチレン	0.4		

注1 有害物質に係る排水基準は排水量の大小に関わらず適用されます。

2 セレン・ほう素・ふっ素・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、業種（電気めっき業・旅館業・畜産農業等）によっては、通常の基準より緩やかな暫定排水基準が適用される場合があります。

3 昭和49年12月1日以前に湧出している温泉を利用する旅館業の特定事業場については、砒素及びその化合物の排水基準は適用されません。

4 有機燐化合物はジエチルパラチオフェニルホスホナイト（別名パラチオン）、ジメチルパラチオフェニルホスホナイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルメルカプトエチルホスホナイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラチオフェニルホスホナイト（別名E P N）の4物質に限ります。

表 4-7 生活環境項目に係る排水基準

項 目	許容限度	項 目	許容限度
pH ^{注6} (水素イオン濃度)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類 5mg/L 動植物油脂類 30mg/L
BOD ^{注3} (生物化学的酸素要求量)	120(160)mg/L	フェノール類含有量	5mg/L
COD ^{注3} (化学的酸素要求量)	120(160)mg/L	銅含有量 ^{注6}	3mg/L
SS (浮遊物質量)	150(200)mg/L	亜鉛含有量 ^{注5,6}	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³	溶解性鉄含有量 ^{注6}	10mg/L
窒素含有量 ^{注4}	60(120)mg/L	溶解性マンガソ含有量 ^{注6}	10mg/L
磷含有量 ^{注4}	8(16)mg/L	クロム含有量 ^{注6}	2mg/L

注1 表中の排水基準 120(160)の表記は、最大値の排水基準が 160mg/L、日間平均の排水基準が 120mg/Lであることを表しています。日間平均とは1日の操業時間内に排水水を3回以上測定した結果を平均した値のことです。

2 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上の特定事業場について適用されます。ただし、排水水の排水先が鹿児島市内水域、鹿児島湾水域である場合は、日平均排水量 30m³以上で、上乘せ排水基準が適用されます(表8、9参照)。

3 BODの排水基準は海域以外に排出される排水水に限って適用され、CODの排水基準は海域に排出される排水水に限って適用されます。

4 窒素含有量、磷含有量の排水基準は鹿児島湾及び鹿児島湾に接続する河川に排出する事業所に限って適用されます。また、業種(畜産農業等)によっては、通常の基準より緩やかな暫定排水基準が適用される場合があります。

5 亜鉛含有量については、業種(電気めっき業等)によっては、通常の基準より緩やかな暫定排水基準が適用される場合があります。

6 昭和49年12月1日以前に湧出している温泉を利用する旅館業の特定事業場については、pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガソ含有量、クロム含有量の排水基準は適用されません。

表 4 - 8 鹿児島市内水域に係る上乘せ排水基準

適用範囲：稲荷川、甲突川、新川、脇田川、永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域
(昭和54年7月9日公布、同日施行)

区 分	業 種	項 目 及 び 許 容 限 度							
		pH	BOD (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌 群数 (個/cm ³)		
			日間 平均	最大	日間 平均	最大			
昭和48年4月1日 (永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものであっては、昭和54年7月9日)前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	下水道処理区域内のもの	すべてのもの	5.8~8.6	20	25	50	70	3000	
	下水道処理区域外のもの	豚房施設 牛房施設 又は馬房施設を有するもの	排出水量200m ³ 以上のもの		30	40	40	60	
			排出水量200m ³ 未満50m ³ 以上のもの		80	100	90	120	
			排出水量50m ³ 未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3000
		畜産食料品製造業	5.8~8.6	30	40	40	60	3000	
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	5.8~8.6	90	120	80	100	3000	
		米菓製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3000	
		飲料製造業	5.8~8.6	90	120	80	100	3000	
		さつまいもでん粉製造業	5.8~8.6	500	650	200	250	3000	
		めん類製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3000	
		豆腐製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3000	
		紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業	5.8~8.6	60	80	80	100	3000	
		紙製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3000	
		生コンクリート又はセメント製品製造業	5.8~8.6			30	40	3000	
		ガス供給業	5.8~8.6	30	40	40	60	3000	
		酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの	5.8~8.6	30	40	30	40	3000	
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3000	
		洗たく業	5.8~8.6	60	80	80	100	3000	
		写真現像業	5.8~8.6	30	40	30	40	3000	
		自動式車両洗浄施設を有するもの	5.8~8.6			30	40	3000	
し尿処理施設を有するもの	5.8~8.6	30	40	50	70	3000			
その他のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3000			
昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るもの)にあっては、昭和54年7月9日)以後の設置に係る特定事業場	すべてのもの	排出水量2000m ³ 以上のもの		5	10	10	20		
		排出水量2000m ³ 未満のもの	5.8~8.6	20	25	30	40	3000	

- 備考 1. 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
2. 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
3. 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
4. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
5. 昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水路に係るもの)にあっては、昭和54年7月9日)以前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)のうち下水道処理区域外のものが下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものとみなして、この表の規定を適用する。
6. この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が30m³未満の特定事業場については、適用しない。
7. この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和54年5月10日以降において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日以前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事を行っていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りではない。
8. この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

表 4 - 9 鹿兒島湾水域に係る上乘せ排水基準

適用範囲：鹿兒島市の北緯31度34分6秒，東経130度36分43秒の地点（旧鹿兒島市と旧桜島町の境界線と海岸線との交点のうち南側の交点）と北緯31度26分3秒，東経130度31分15秒（旧鹿兒島市と旧喜入町の境界線と海岸線との交点）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに接続する公共用水域のうち鹿兒島市内水域を除く公共用水域（昭和54年7月9日公布、同日施行）

区 分	業 種	項 目 及 び 許 容 限 度									
		pH	BOD		COD		SS		大腸菌 群数 (個/cm ³)		
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大			
昭和54年7月9日 前に設置されて いる特定事業場 (特定施設の設 置の工事をして いるものを含む)	下水道処理区 域内のもの	すべてのもの	5.8~8.6	20	25	20	25	50	70	3000	
	下水道処 理区 域外 の もの	豚房施設 牛房施設 又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200m ³ 以上のもの		30	40			40	60	
			排出水量200m ³ 未満50m ³ 以上のもの		80	100			90	120	
			排出水量50m ³ 未満のもの	5.8~8.6	120	160			150	200	3000
		畜産食料品製造業	5.8~8.6	30	40			40	60	3000	
		水産食料品製造業	5.8~8.6 (5.0~9.0)	90	120	90	120	80	100	3000	
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	5.8~8.6	90	120			80	100	3000	
		みそ又はしょう油製造業	5.8~8.6	90	120			80	100	3000	
		製あん業	5.8~8.6	90	120			80	100	3000	
		飲料 製造業	排出水量500m ³ 以上のもの		30	40			40	60	
			排出水量500m ³ 未満のもの	5.8~8.6	60	80			80	100	3000
		ぶどう糖又は水あめ製造業	5.8~8.6	60	80			80	100	3000	
		めん類製造業	5.8~8.6	60	80			80	100	3000	
		豆腐又は煮豆製造業	5.8~8.6	60	80			80	100	3000	
		紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業	5.8~8.6	60	80			80	100	3000	
		紙製造業	5.8~8.6	60	80			80	100	3000	
		生コンクリート又はセメント製品製造業	5.8~8.6					30	40	3000	
		ガス供給業	5.8~8.6	30	40			40	60	3000	
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設 又は電気めっき施設を有するもの	5.8~8.6	30	40			30	40	3000	
		旅館業	排出水量500m ³ 以上のもの		30	40			40	60	
			排出水量500m ³ 未満50m ³ 以上のもの		60	80			80	100	
	排出水量50m ³ 未満のもの		5.8~8.6	120	160			150	200	3000	
	中央卸売市場	(5.0~9.0)			60	80					
	自動式車両洗浄施設を有するもの	5.8~8.6					30	40	3000		
	し尿処理施設を有するもの	5.8~8.6 (5.0~9.0)	30	40	50	70	50	70	3000		
	その他のもの (さつまいもでん粉製造業を除く)	5.8~8.6	120	160			150	200	3000		
昭和54年7月9日 以降の設置に 係る特定事業場	下水道処理区 域内のもの	すべてのもの	5.8~8.6 (5.0~9.0)	20	25	20	25	30	40	3000	
	豚房施設 牛房施設 又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200m ³ 以上のもの		20	25	20	25	30	40		
		排出水量200m ³ 未満50m ³ 以上のもの		60	80	60	80	70	90		
		排出水量50m ³ 未満のもの	5.8~8.6 (5.0~9.0)	90	120	90	120	100	130	3000	
	その他 のもの	排出水量1000m ³ 以上のもの		20	25	20	25	30	40		
排出水量1000m ³ 未満のもの		5.8~8.6 (5.0~9.0)	30	40	30	40	40	60	3000		

- 備考 1. 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
2. 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
3. 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水量をいう。
4. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
5. pH(5.0~9.0)及びCODに係る許容限度は、排水を海域に直接排出する特定事業場についてのみ適用する。
6. 特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）のうち下水道処理区域外のもの下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものとして、この表の規定を適用する。
7. この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が30m³未満の特定事業場については、適用しない。
8. この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和54年5月10日以降において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
9. この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

5 水質汚濁防止法届出様式

水質汚濁防止法の届出には、所定の届出様式を使用してください。